

令和4年度第1回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 要点記録

日 時：令和4年8月4日（木）午後2時00分から

場 所：国分寺市役所 第1庁舎3階 第1・第2委員会室

出席委員：内藤孝雄会長・藤巻正樹副会長・宇山絢委員・宮崎邦子委員・鹿島岳志委員・新藤圭一委員・田口佳子委員・高野誠委員・鈴木潤汰委員・和地誠一委員・金原洋一委員・柳田真人委員・森田直樹委員

事務局：鈴木健康部長・増井国民健康保険係長・奥秋・大坂

事務局 改めまして、こんにちは。本日は、皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

健康部長の鈴木と申します。会長の選出まで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして井澤市長より、ご挨拶を申し上げます。

井澤市長 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

国民健康保健事業の運営に関する協議会ということでございまして、今回、3年に1度の委員の改選があり、新たに6人の委員の方が協議会に参加を頂いているという状況でございます。

また、日頃より国民健康保険の運営に関して、多大なご理解と、また市政の全般に渡りましてご協力を頂いていることも、改めて感謝を申し上げます。

協議会は、それぞれの選出団体からご出席いただいている皆様でございます。様々な面からご意見を賜りたく存じます。

さて、皆様もご存じのとおり、国民健康保険は国民皆保険といわれる中の重要な制度の1つです。少子高齢化を背景に、全国的にも構造的な課題を抱えており、全世代の安心を広く支え、また、制度を持続可能なものとするために、様々な改革が進められています。

直近では、今年度から6歳以下の未就学児の均等割額を軽減する制度改正なども行われました。また現在は、新型コロナウイルス感染拡大が継続しており、新型コロナウイルス感染症が与える国保への影響、これも懸念されています。

当市といたしましても、皆様のご意見をお伺いしながら、制度運営の責任主体である東京都とも連携し、公正かつ適正な運営に努めて参りたいと思っています。

結びとなりますが、本日の協議会への皆様のお力添えを改めてお願い申し上げまして、冒頭に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願申し上げます。事務局 続きまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会委員への委嘱状交付です。本来であれば、市長よりお1人ずつお渡しをするところではございますが、新型コロナウ

ウイルス感染症対策のため、机上へ配布をしております。ご確認ください。皆様におきましては、3年間どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、次第3「委員の自己紹介」です。委員の皆様から順に自己紹介をお願いします。時間の都合上、お名前と所属のみですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、内藤委員より順にお願いいたします。

内藤委員 民生児童委員会から選出いただきました内藤といいます。よろしく願いします。

和地委員 保護司会の国分寺分区より選出いただきました和地誠一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

金原委員 商工会から参加しております金原でございます。よろしく願いします。

柳田委員 一般社団法人国分寺青年会議所より選出されました柳田と申します。どうぞよろしく願いします。

鹿島委員 被保険者代表として、今回公募にて選出されました鹿島岳志と申します。よろしく願いいたします。

新藤委員 同じく被保険者代表ということで、この協議会は7年目となりますが、また引き続き応募させていただきました。新藤圭一と申します。よろしく願いいたします。

田口委員 初めまして、田口佳子と申します。私も初めてでございますので、皆様のご意見をお伺いした上でご協力できることがあればと思っております。よろしく願いいたします。

宇山委員 初めまして、宇山と申します。初めてでございますので、皆さんにいろいろご指導を賜りながら勉強をさせていただきたく存じます。よろしく願いいたします。

宮崎委員 同じく被保険者代表の宮崎邦子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

森田委員 被用者保険代表ということで、健康保険組合連合会の東京連合会から依頼をされ、委員をさせていただいております。森田と申します。引き続きよろしく願いいたします。

鈴木委員 国分寺市歯科医師会から選出されました鈴木です。よろしく願いします。

高野委員 国分寺市医師会から参りました高野誠と申します。よろしく願いします。

藤巻委員 国分寺市医師会から選出されました藤巻正樹です。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 それでは、次第の4「会長・副会長の選出」です。資料2-2「委員名簿一覧」をお手元にご用意をお願いします。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、公益を代表する委員の中から、全委員によって選出することと規定されています。まず、会長となられる方のご推薦はございますか。

新藤委員 この協議会の前回までの会長をお務めいただいている、民生委員で会長をされている内藤委員がご適任ではないかと思えます。もしご承諾頂けるならば、またお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。ただいま、会長に内藤委員とのご推薦がございました。ほかに皆さんからございますか。

ないようですので、内藤委員に会長をお願いすることによろしければ、拍手を賜りますよう、お願いいたします。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。続きまして、副会長についてご推薦はございますか。

宮崎委員 前回までも副会長をお務めいただきました地域に根づく医療を実践されて活躍されている、国民健康保険のことにも造詣が深い藤巻委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。ただいま、副会長に藤巻委員のご推薦がございました。ほかにございますか。

ないようですので、藤巻委員に副会長をお願いしたく存じます。よろしければ拍手を賜りますようお願いいたします。

(拍手)

事務局 それでは、内藤会長と藤巻副会長におかれましては、会長席・副会長席に移動をお願いいたします。

(移動)

事務局 それでは、会長・副会長に就任されました内藤会長、藤巻副会長に、それぞれご挨拶をお願いいたします。

会長 皆様、ただいま皆さんからのご推薦によりまして、会長をお受けすることになりました内藤です。会長としては、前の任期からの継続となりますが、民生児童委員の役も受けておりまして、国民健康保険の事業の運営に関する協議会ですが、この協議会は大変難しいところがございますので、皆様と一緒に、この協議会をうまく運営できればと思います。ぜひ、皆様のお力を頂きまして、また、副会長の藤巻先生とともに協議会を運営させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局 続きまして、副会長、お願いいたします。

副会長 副会長に推薦していただきました、国分寺市の本多で平成5年から内科を開業しております藤巻です。

副会長を2期目でやらせていただきますが、ちょうど平成30年度から都道府県化に国保が変わった難しい時期からだったと思います。そして、今までの赤字を解消していかなければいけない、20年かけてということである議論がありまして、こちらにも非常に勉強をさせていただきましたので、もう1期さらに勉強をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

微力ながら、会長の補佐役として、協議会の円滑な運営に貢献できますように頑張っていきますので、どうぞよろしく申し上げます。

事務局 それでは、ここからの進行につきましては会長へ引き継ぎます。

会長 では、これから私が運営させていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまから、令和4年度第1回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

では、事務局から本日の出席について、ご報告をお願いいたします。

事務局 本日の出席状況です。委員16人のうち13人に出席を頂いております。過半数のご出席を頂いておりますので、国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第7条の規定によって、会議が成立していることをご報告いたします。

会長 ありがとうございます。

続きまして、議事録署名委員の指名と、健康部長より事務局職員の方のご紹介をお願いいたします。

事務局 協議会規則第12条に定められております会議録署名委員のご担当委員につきまして、内藤会長と、今回は新藤委員と鈴木委員をお願いしたいと考えております。

私どもで会議録の案を作成いたしますので、内容の確認と完成版への署名をお願いいたします。内容の確認方法と確認版への署名については、書面にてご連絡いたします。よろしくお願いします。

事務局（健康部長） それでは、私より、事務局を紹介します。健康部長の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

保険年金課長の下河原ですが、本日は体調不良のため欠席しております。

続きまして、国民健康保険係長の増井です。

事務局（国民健康保険係長） 国民健康保険係長の増井です。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（健康部長） 庶務担当の大坂です。

事務局（庶務担当） 庶務担当の大坂です。よろしくお願いいたします。

事務局（健康部長） 続きまして、庶務担当の奥秋です。

事務局（庶務担当） 庶務担当の奥秋と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（健康部長） このメンバーで進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、諮問書を交付いたします。内藤会長、井澤市長、よろしくお願いいたします。

井澤市長 諮問第1号。令和4年8月4日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長内藤孝雄様。国分寺市長井澤邦夫。国民健康保険の運営について諮問。国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく諮問します。1、国民健康保険税の課税限度額について。2、国民健康保険税の税率改定について。以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 これからの諮問書につきましては、写しを皆様へ配付いたします。また、井澤につきましては、この後公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

井澤市長 よろしくお願ひいたします。失礼します。

(市長 退席)

会長 それでは、協議事項としまして、市長より諮問書を頂きました。この諮問書について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、市長から先ほど交付された諮問書について、ご説明いたします。その前段として、国民健康保険事業の運営に関する協議会の役割について、簡単にご説明いたします。

本協議会は資料2-1の協議会規則のとおり市長の附属機関です。簡単に申し上げますと、国民健康保険に関する様々な課題について、その方針、政策を市長が決定するために、協議会にご意見を仰ぎ、それらについて協議いただくことが役割となっています。

先ほどの諮問書には、国民健康保険税の課税限度額について、そして、国民健康保険税の税率改定についての2点、市長から皆様にご意見を伺いたい事項となっており、協議終了後、それらに対する答申書の作成を行っていただきます。

今回、本協議会委員の改選もありましたので、諮問事項についてご説明を申し上げる前に、国民健康保険制度の全般について、ご説明いたします。その後、諮問内容でもあり、次第7の協議事項として予定している国民健康保険税課税限度額についてご協議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1についてご説明をいたします。国民健康保険は、被用者保険等に加入していない74歳の方までを対象に、市町村の単位で被保険者とする医療保険です。国民健康保険は退職して加入している方が多いため、年齢構成が高く医療水準が高い、所得水準が低く税負担、保険税の負担が重いといった構造的な問題を抱えていることが特徴の1つと言えます。

1「加入世帯・被保険者の状況」についてです。本市の加入世帯・被保険者の状況は年々減少しています。これは、高齢化により後期高齢者医療制度に移行する方が増えていること、また、社会保険の適用拡大によるものと考えられます。表は、被保険者数や加入率の推移を示したものになります。加入率も年々減っている状況となっており、この傾向は今後も続くものと推測をしています。

続きまして2「国民健康保険の給付」についてです。国民健康保険は、加入者に疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行っています。主なものとしては、療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などがあります。

療養の給付とは、疾病や負傷などの際、保険証を提示して医療機関を受診したり、薬局で薬を処方してもらうことをイメージしていただければ分かりやすいと思います。3割や2割など負担割合に応じて受診できることがこれに当たり、国民健康保険の給付の根幹をなすものとなっています。療養費や高額療養費の制度については資料となっておりますので、そちらをご参照ください。

続いて3「国民健康保険税(料)」についてです。国民健康保険税や国民健康保険料は、

国民健康保険制度を運営する上で根幹となる財源です。国民健康保険料は国民健康保険法、国民健康保険税は地方税法徴収・税を課する根拠とする点に違いがあるほか、賦課権や徴収権の期間などに違いがあります。

国分寺市では、国民健康保険税を採用しています。東京都内では、保険料は東京 23 区や立川市、西東京市で採用され、それ以外の自治体では保険税を採用しています。

4 ページ目をお願いいたします。平成 30 年度から都道府県が市町村ごとに標準保険料率を提示し、市町村はこの率を参考に保険料を定めることとなりました。表は、東京都が示した令和 4 年度の標準保険料率と、現在の税率を比べたものになります。

続いて 4 「都道府県化について」です。これまでは各市町村がそれぞれ運営してきた国民健康保険制度を、平成 30 年度からは都道府県が市町村とともに、その運営を担うこととなりました。

主な役割は、都道府県は国保事業費納付金や標準保険料の算定を行うほか、給付に必要な費用を市町村に対して支払います。市町村は、その財源として国保事業費納付金を納付し、都道府県が算定する標準保険料率等を参考に保険料の決定、また、給付の決定を行っています。

続いて 5 「保健事業」についてです。国分寺市では、特定健診、特定健康保健指導のほか、特定健診結果やレセプト情報を基に医療費の分析を行い、健診異常値放置者の受診勧奨などを行っているほか、糖尿病性腎症重症化予防事業などにも着手しています。

最後になりますが、「赤字解消に向けた取組」についてです。平成 30 年度答申の中で、20 年程度の時間をかけ 3 年ごとの見直しにより、東京都が示す標準保険料率にしていく税改定を行うことは妥当とする答申を協議会から頂いています。この改定年度に当たる令和 4 年度の改定は、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を鑑み見送っていますが、先ほど、市長から諮問もありましたように、令和 5 年度の税改定について協議を頂く予定となっております。雑駁ではありますが、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。今の事務局のご説明に、ご質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

新藤委員 ただいまの説明についてではなく、最初にありました諮問書に関する質問です。諮問をされたので、我々の協議会でいろいろ話し合いをして、答申をするということですが、この答申書はいつまでに出すのでしょうか。つまり、今日のこの会が終わったときも取れるし、今回は委員さんが変わられて新しいメンバーが増えているので、国保の実情などをいろいろ学び、その中で諮問内容の答えを探していくのかというのが、よく分からなかったのですが、どちらでしょうか。

事務局 事務局です。答申の時期でございますが、本日出してくださいということではございません。この後、諮問事項に関する協議、国民健康保険税の課税限度額について、そして税率の改定についてという 2 つの諮問事項に対する協議を十分に行っていただいた後、その 2 つについてまとめて答申を作成という流れになります。

新藤委員 関連してですが、そうすると具体的な時期などの、イメージが湧かないのです。つまり、皆さんが一定の理解ができるまでと言ったら変ですが、そこまで到達できるまでというのが、どのくらいかかるのかよく分からないので、今日とは限りませんというお話だと理解しましたが、具体的に、今後の協議会スケジュールが組んであり、例えば行政要請としては、いつまでには出してほしいというのがありますか。

事務局 資料7をお願いいたします。こちらは今年度の当協議会のスケジュールを立てたものです。もちろん協議の進行状況にもよりますが、諮問の答申の時期としては、現在10月の上旬を想定しております。

新藤委員 分かりました。どうもありがとうございました。

会長 ほかにございますか。今までの事務局からのご説明は、国民健康保険制度の資料1に関する説明ですので、もし質問がなければ、次に移らせていただきます。

では続きまして、次第7、協議事項の「国民健康保険税課税限度額について」のご説明を事務局、お願いいたします。

事務局 諮問事項の1点目「国民健康保険税課税限度額の改定について」説明いたします。

本市の国民健康保険税の課税限度額は、現在医療分が63万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護保険分が17万円、合計で99万円となっております。そのうち、医療分について2万円を引き上げまして63万円から65万円とすること。また、後期高齢者支援金分について1万円引き上げまして、19万円から20万円とすることをご審議いただきたいというものです。

資料に基づいて説明をいたします。資料3をお願いします。こちらは「国分寺市国民健康保険条例抜粋」です。国民健康保険税には課税限度額が設けられています。現状の条例では、基礎分が63万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護分が17万円となっております。ここでいう基礎分とは、諮問書に記載している医療分と同じものをご理解ください。

資料4をお願いします。資料4は、国民健康保険税の課税の根拠となる地方税法と、地方税法施行令の抜粋を記載しています。上段の地方税法の規定のとおり、国民健康保険税の課税額については、地方税法施行令で定められた金額を超えることができないと定められています。この地方税法施行令が、令和4年4月に改正され、基礎分については2万円引き上げられ65万円、後期高齢者支援金分については1万円引き上げられ20万円に改正されています。介護保険分17万円について改正はありませんでした。

続いて、資料5をお願いします。こちらは多摩26市の所得割、均等割、課税限度額を示したものです。網かけ部分は、前回から改定を行っている項目です。26市の中で、課税限度額が地方税法施行令と同額まで改定されていないのは、本市を含めて7市です。その7市のうち、基礎分については、立川市以外は63万円、立川市は61万円、後期高齢者支援金分は7市全て19万円となっております。

その下の段は、課税限度額引き上げによる影響について、令和4年度当初課税データを基に調査したものです。基礎分では284世帯、後期高齢者支援金分では308世帯に対して

影響があり、823万6,200円調定額が増額するものと見込んでおります。

資料のご説明は以上です。今回の諮問事項の1番、国民健康保険税の課税限度額の改定について、ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

会長 ありがとうございます。では、これよりご質問をお受けしますので、よろしく願います。

鹿島委員 よろしいでしょうか。被保険者代表の鹿島と申します。まだ私も国民保険の被保険者になって数か月という状況の中であまり知識がないものですから、皆さん、ご存じのことなのかもしれませんが、教えていただければと思います。

先ほどの資料の中で、東京都の市町村の標準保険料率というのが7.09%というのが出ていまして、本市が4.9%。その乖離があるわけで、今のこちらの各市町村の表を見ると、それに近いような市ですか、東大和辺りは7%を超えているという状況が見受けられます。

私自身で調べて、東京都の23区のほうでは、さらにもっと、この市とは違うのかもしれませんが、それ以上に高い医療分であれば医療分の所得割の率が高い状況になっていると思います。

最初考えたのは、本市は財政が豊かで、この4.9%でやっていけたのかなと思ったらそうではなくて、基本的に東京都の標準保険料率7.09%に早いうちにもっていきなさいと、それがスローに進んでいるというのが、今の国分寺の現状なのでしょうか。というところが分からなかったので教えてください。

事務局 まず1点目について、標準保険料率との乖離という点でございます。標準保険料率に近づけて税改定を行っていくということについては、平成30年度に協議会から、20年かけて3年に1度のペースでこの標準保険料率に近づけていくという答申をいただいておりますので、一気にこの金額に引き上げるというものではございません。

また、そこまで引き上げていないのは、財政が豊かなのかという点につきまして、本市の財政については、一般会計においても、国保特別会計においても、豊かということではありません。そのような財政状況の中、昨年度の国民健康保険の特別会計の中では、約10億円の一般会計からの繰出金を頂いて国保事業の運営を図っています。決して潤沢に国保財政があるということではないのですが、標準保険料率への税率改定の考え方は3年ごとに改定を行ってそれに近づけていくとなっております。以上です。

鹿島委員 ありがとうございます。

会長 ほかに、皆さんございませんか。

新藤委員 論点の確認です。今回諮問された2項目あるうちの1の「国民健康保険税の課税限度額について」。これについて、行政としては、先ほどもご説明があったように、健康保険税には上限が法律で定められており、上限額が固まっている。しかし国分寺市の現在の上限額は、過去に定めた上限額のまま、今回、上限額が法改正されているので、市の現在の上限額63万円から65万円に上げられる余地があるということと理解しています。諮問の内容は法律が変わっているから、その法律に合わせて、63万円の上限額を65万に



してよいか、というような諮問だと思います。

この諮問については、保険税率というのがありますが、それを掛けたものを、加入者が保険税として払うが、その金額が限度額を超えている場合は、その限度額で頭打ちとなります。すごく稼いでいる人の所得に税率をかけたら、本当は100万円払ってもらわないといけないという場合でも、今だったら上限額の63万円でもいいとなっている話なのです。

そこで、この税制の大もととなっている法で上限額を2万円上げてもいいということになったので、国分寺市も施行令に従って上げたいという話で、皆さんいかがですかということだと思っております。

個人的には、それは余力のある人から頂くのだから大丈夫だと思うので、限度額を上げるのに、私は賛成しますということです。なので、第1項目の課税限度額の話については、諮問どおり市の上限額まで上げるということに、私は異論ありません。以上です。

会長 どうもありがとうございました。今回、新しい方が委嘱されました。お手元の資料3、資料4、資料5のそれぞれの意味ですが、資料3については、市の限度額は現在こうなっておりますというところを皆さんに見ていただくものです。次のページは、法令で定める限度額について今年の令和4年4月1日から施行するということが資料4に載っております。

そして、資料5が、ほかの市はどうなっているかということを見比べていただくものです。そうしましたら、そこで大体他市と見比べて、国分寺市がどうかというところが、皆さんとの協議の内容になります。

これらについて市長から諮問を頂きましたので、それを今回は協議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長 先ほどご質問頂きました23区の情報というのは、事務局は、提示できるものはあります。多摩地域だけということですか。

事務局 会長からただいま、鹿島委員がおっしゃった23区の状況についての情報はるかというご質問を頂きました。23区のものは今こちらの手元にはありません。国分寺市と同じ多摩地域の26市で比べたものが資料5です。23区の状況については、次回の8月25日のときにご用意したいと思っておりますので、その中でお示しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

併せて、先ほど市長から諮問事項2点と出ています。1つが課税限度額について、もう1点が税率の改定についてということでございます。

税率の改定につきましては、また別日に集中して協議を頂きたいと思っておりますので、本日の協議としては課税限度額の引き上げについて、諮問事項の1つ目について協議を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。では、次回は23区も含めて情報開示ができるということですので、よろしくお願いいたします。では、引き続きましてご質問をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

藤巻副会長 資料5についてお聞きしたいのですが、一番下のほうに影響を受ける世帯数、それから増加額とあります。今、問題になっているのは課税限度額と、もう1つは税率になっていますが、この資料で示されるのは両方もし改定になった場合のことなのか、税率のみ改定になったものなのか、それとも課税限度額だけを考えたものなのか、教えていただきたい。

会長 網かけのところですね。

藤巻副会長 そうです。823万円というところですよ。

事務局 こちらについては、税率は現行のままで、課税限度額のみを改定した場合に試算を行った内容となっております。以上です。

藤巻副会長 そうすると、税率は今後のことですが、それがまた改正されれば、これより増えるということですね。

事務局 税率が改定されれば、これとは別の金額で調定増加をする見込みとなっております。その辺りにつきましては、また協議頂く前に資料としてご提示する予定です。よろしくお願いいたします。

藤巻副会長 ありがとうございます。

会長 事務局から何度もお話しいただきましたが、今日の協議会の内容は、国民健康保険税の課税限度額について、協議をしたいということです。ご質問をよろしくお願いいたします。市長からの諮問内容2、国民健康保険の税率改定について、今日は協議しませんので、次回ということになります。よろしくお願いいたします。

では、時間もありますので、この辺でご質問が無ければ、次に進めます。よろしいですか。続きまして、次第の第8、報告事項「第3期国分寺市特定健康診査等実施計画及び第2期国分寺市国民健康保険データヘルス計画中間評価」について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局 こちらは報告のみとなります。「第3期国分寺市特定健康診査等実施計画及び第2期国分寺市国民健康保険データヘルス計画中間評価」について、令和4年3月に計画の前半期が終了したことに伴い6つの目標に対する実績や担当課の要因分析、改善策等に関する中間評価を行いました。その結果、担当課の評価のとおりとする評価を頂いたことをご報告いたします。以上になります。

会長 ありがとうございます。報告されましたので、何かありましたらお願いいたします。なければ次に移ります。

続いて、9ですが、「事務連絡」について、事務局よりお願いいたします。

事務局 慎重審議、大変お疲れさまでした。資料7と併せて説明をさせていただきたいと思っております。第2回の日程に関しましては、8月25日木曜日午後2時より、国分寺市ひかりプラザ5階501会議室において開催いたします。本日と開催場所が異なりますのでご注意ください。第2回は、諮問事項2「国民健康保険税の税率改定について」協議いただきたいと思います。また、第3回につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や

協議の進行状況により変わってまいります。現時点では、9月15日木曜日の午後2時より、国分寺駅にございますリオンホールにて開催予定です。こちらに関しましては、開催通知にて確定の連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局 1つ補足です。次回の協議内容ですが、今回の1つ目の課税限度額に関する引き上げについての方向性というものが、まだちょっと協議会としては定まっておきませんので、そこが一定定まった段階で、今申し上げた税率の改定を進めていただきたいと思いますので、協議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局 諮問事項に関する協議終了後、答申案の作成に移りまして、最後に決算や医療費適正化のご報告をさせていただきたいと考えております。

また本日、委員報酬の振込口座やマイナンバーのご提出などがございましたら、お帰りの際に、事務局まで提出をお願いいたします。

最後に、机上の「国民健康保険必携 2022」につきましてはお持ち帰りいただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長 事務局、ありがとうございました。皆様、1つ1つご理解していただきまして、この協議会の内容がうまく審議できますように、皆さん、よろしくお願いいたします。

そして、次回ですが、市のほうも会議室が取れにくくなっておりまして、先ほど説明があったように、会場がひかりプラザとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

あとは何かご質問ございましたら、この場でお受けいたします。よろしくお願いいたします。

マスクをしながら説明したり、言ったりするのは大変難しいところはあるのですが、私も舌が回らなくてなかなか難しいのですけれども、これは感染防止をやらないと、今はなかなか厳しいところに来ていますので、皆さん、ご協力をお願いします。また体調が崩れた場合には事務局なりに連絡を頂きまして、皆さんと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ご質問がなければ、藤巻副会長、先生のお話も伺いたいのですが、お時間がありましたら藤巻先生よろしくお願いいたします。

藤巻副会長 皆様、コロナの騒動がここまで長引くとはあまり考えていなかったと思うのです。2年半以上ということで、本当に皆さんも我慢して頑張っているのではないかなと思います。この7波が終わりましたら、ちょっと前に感染症の類型を2類から5類という話も話題にはなっておりますが、やはり経口薬がもう少し広まらないと、そういうものも難しいかなとは思っています。では2類のままで、今の状況でいいのかということもあるかと思うので、私的な考えでは、5類、インフルエンザと同じ扱いにするには無理だろうという考えです。その中間の辺りとか何か落とすところを決めるのではないかと考えています。この7波が終われば、何か見通しが、もう少し明るい兆しが出てくるのではないかなと思っておりますので、もう少しみんなで頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の会で、市長からの諮問について、私自身も内容を理解するに、今も十分理解して

いるかという疑問があります。1つ1つ皆様でお話をして、割とこの会は積極的に意見が出て、いろいろな話ができる会だと思います。これまでも分からないところはどんどん質問していただいて、事務局のほうからどんどん答えていただくというシステムになっておりましたので、また、第2回、第3回とタイトにスケジュールが組まれておりますが、その分、一気にいろいろなことを理解して決めることは決めていきたいと思えます。

国民健康保険というのはやはり根幹をなすので、非常に重要なものだと思います。この会で間違った方向ではなくて正しい方向に向けていければと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。では、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

白藤孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

鈴木潤太

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

新藤圭一